

内閣総理大臣	菅	直人	様
経済産業大臣	海江田	万里	様
厚生労働大臣	細川	律夫	様
経済産業大臣政務官	中山	義活	様
東京電力株式会社社長	西澤	俊夫	様

2011年7月20日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

福島原発事故に伴う医療機関への損害賠償の早急な支払いを求める要望書

前略 東京電力福島原発事故の収束と、損害賠償に対する取り組みに奮闘されていることと存じます。

さて、福島原発事故に伴う東京電力の損害賠償請求に関する仮払補償金の対象である中小企業の中に医療法人が含まれていないとの報道があり、7月12日の参議院厚生労働委員会では、民主党の梅村聡議員がこの点の改善を要望し、中山義活経済産業大臣政務官が、「東京電力に早急に対処するよう指示を出し、すぐに医療法人にも仮払補償金が出るようにする」と回答されました。

これは、当然のことであり、この答弁に沿って医療法人に対する仮払補償金が出される必要がありますが、現時点では医療法人に対する仮払補償金の受付・支払いには至っていません。

早急に医療法人に対する仮払補償金の受付を開始し、速やかに支払うよう、東京電力並びに政府に要望いたします。

また、仮払金は、中小企業（サービス業の場合は常時雇用者が100人以下）に限られ、その額は粗利相当額の2分の1（250万円を上限）とされています。これでは法人の維持、医療の再生産には程遠く、全く不十分です。仮払い金の支払対象や限度額について実態にあわせて拡大してください。

なお、今回の福島原発の事故は、各方面からの危険性の指摘が以前からされていたにもかかわらず、地震と津波に対する備えを欠いたことによる明確な人災です。

損害賠償の第一義的責任が東電にあることは、法律でも明確です。

原発事故によって生じた損害は、東電が全額賠償すべきであり、東電がそれを実施するよう国が責任を持つべきです。

以上を踏まえ、当会は、次の事項の実施を東京電力並びに国に対して求めます。

記

- 一、医療法人や社会福祉法人、学校法人等については、対象を制限せず、仮払補償金を速やかに出すこと。また、仮払補償金の限度額を引き上げること。
- 二、福島原発事故による避難指示地域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難

勧奨地点に存在する医療機関、及びこれらの地域に住居を有するため避難等を余儀なくされて診療の継続ができない医療機関は、当該指定が解除されるまでの間、診療再開の有無に関わらず事故前の収入を補償すること。

また、指定解除後も住民の移動などによって患者が減少している場合については、一定期間、事故発生前の収入を補償すること。さらに、当該指定によって使用期限切れや放射能汚染により使用不可となった医薬品等の損害、建物、医療機器の損害・除染の費用負担、避難費用など、原子力災害による被害を全額補償すること。

三. 避難指示地域、計画的避難区域、緊急時非難準備区域の外側の地域に所在する医療機関についても、地域指定が解除されるまでの間、患者減少などによる収入減に対する補償を行うこと。